号外第十九号

十五年

日

ಠ್ಠ

木 曜

三月二十八日

平成

### 目 次

### 規 則

る規則めの関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関すめの関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関す、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるた

山梨県事務委任規則の 山梨県県道の構造基準等を定める条例施行規則......ニ 一部を改正する規則......三

規則 山梨県立リニア見学センター 設置及び管理条例施行規則の一部を改正する

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則...... 山梨県立育精福祉センター管理規則の一部を改正する規則......

山梨県県税条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則...........

四四

兀

山梨県と畜場法施行細則の一部を改正する規則...... 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

五 五

規則の一部を改正する規則(山梨県森林法施行細則及び山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行山梨県森林法施行細則及び山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行

改正する規則山梨県立職業的 山梨県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 |梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県収入証紙条例施行規則の一部を

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則......

地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則及び山梨県営土

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

五

五

 $\equiv$ 五

八 七 七

山梨県立地域産業振興センター 設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

則

規

## 山梨県規則第五号

Щ

梨 県

公

報

묵

外

第十九号

平成二十五年三月二十八日

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法

律の整備に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則を次のように定め

平成二十五年三月二十八日

山梨県知 内 正

明

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための 係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則 関

(山梨県障害者自立支援法施行細則の一部改正

第一条 のように改正する 山梨県障害者自立支援法施行細則 ( 平成十八年山梨県規則第三号 ) の — 部 を次

題名を次のように改める。

び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障 律施行規則」に改める。 立支援法施行規則」を「 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自 一条中「この規則は、障害者自立支援法」を「この規則は、障害者の日常生活及 山梨県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

改める。 第三条第一号中「第三十四条の二十七第一項」 を「第三十四条の五十七第 頂

に

常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。 第一号様式から第一号様式の三までの規定中「福咄・田は対滅が を 障害者の

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める 生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(育成医療・更生医療)の 指定医療機関変更届出書(病院・診療所・薬局)」 ゴ「、障害者自立支援法」や「、 の指定医療機関変更届出書(病院・診療所・薬局)」や「障害者の日常生活及び社会 第一町様代の四中「障害者自立支援法に基づく自立支援医療(育成医療・ 更生医療)

活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。 更届出書(病院・診療所・薬局 )」 ビ′「、障害者自立支援法」や「、 合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の指定医療機関変 療機関変更届出書(病院・診療所・薬局)」や「障害者の日常生活及び社会生活を総 第二回機式母「障害者自立支援法に基づく自立支援医療(精神通院医療)の指定 障害者の日常 H

指定医療機関変更届出書(指定訪問看護事業者等)」以「、 生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(育成医療・更生医療)の 指定医療機関変更届出書(指定訪問看護事業者等)」や「障害者の日常生活及び社会 紙川町様付出「障害者自立支援法に基づく自立支援医療(育成医療・ 障害者自立支援法」 更生医療) を 9

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

無四叩獎行中「障害者自立支援法に基づく自立支援医療(精神通院医療)の指定医療機関変更届出書(指定訪問看護事業者等)」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の指定医療機関変更届出書(指定訪問看護事業者等)」は「、障害者自立支援法」や「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」しおるゆ。

第五号様式及び第六号様式中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

銀代の機代の二中「指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定相談支援事業所指定申請書」や「指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所指定申請書」 ロ、「障害者自立支援法に」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に」 ロ、「指定相談支援事業所に」母、「指定一般相談支援事業所に」ロ、「、障害者自立支援法」や「、同法」 ロ、「第40条」や「第51条の19第1項」 口名のの。

第八中様行中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 ごむめる。

無八叩様代中「指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定(変更)申請書(病院・診療所)」や「指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書(病院・診療所)」以、「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」以、「指定(変更)され」や「指定され」以わるる。

無十叩様代中「指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定(変更)申請書(薬局)」や「指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書(薬局)」以「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」以「指定(変更)され」や「指定され」以名のの無十一叩様代中「指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書(薬局)」以「障害者自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書(薬局)」以「障害者自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書(薬局)」以「障害者自立支援医療機関(精神通院医療)指定申請書(薬局)」以「

的に支援するための法律」以、指定(変更)され」や「指定され」以とめる。無十二の様代中「指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定(変更)申請書(指定訪問看護事業者等)」や「指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書(指定訪問看護事業者等)」以、「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」以、「指定(変更)され」や「指定され」以わめる。

(山梨県児童福祉法施行細則の一部改正)

ように改正する。 第二条 山梨県児童福祉法施行細則 (昭和六十二年山梨県規則第十五号)の一部を次の

者の日常生活及び社会生活を総合 するための法律 児童福祉法 に改める。

保険法

(山梨県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

のように改正する。第三条 山梨県環境影響評価条例施行規則(平成十一年山梨県規則第二号)の一部を次

め、同号チ中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改第七条第一項第一号へ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活

### 所則

(施行期日)

- は、当該各号に定める日から施行する。 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
- 山梨県環境影響評価条例施行規則第七条第一項第一号チの改正規定(公布の日)第一条中山梨県障害者自立支援法施行細則第三条第一号の改正規定及び第三条中
- 山梨県障害者自立支援法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

2 提出された書類とみなす。 者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づいて 細則の規定に基づいて提出されている書類は、同条の規定による改正後の山梨県障害 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県障害者自立支援法施行

(山梨県児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。 規定に基づいて提出されている書類は、同条の規定による改正後の山梨県児童福祉法 この規則の施行の際現に第二条の規定による改正前の山梨県児童福祉法施行細則の

## 山梨県規則第六号

山梨県県道の構造基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県県道の構造基準等を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県県道の構造基準等を定める条例 (平成二十四年山梨県条例 (車線により構成されない車道の部分) 第七十七号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条<br />
条例第四条第一項の規則で定める部分は、 次に掲げるものとする。

- 交差点
- 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分
- Ξ 乗合自動車停車所及び非常駐車帯
- 兀 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間
- 五 つけ区間 車線の数が増加し、 若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすり

(交通安全施設)

第三条 条例第三十五条第一項の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

駒止

- 道路標識
- Ξ 道路情報管理施設 (緊急連絡施設を除く。
- 兀 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

(照明施設の光源)

**第四条** 条例第三十五条第三項の規則で定める光源は、発光ダイオードとする。 地形の状況その他の特別の理由がある場合においては、 この限りでない。 ただし、

(防雪施設)

**第五条** 条例第三十九条第一項の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

吹きだまり防止施設

雪崩防止施設

## この規則は、

平成二十五年四月一日から施行する。

## 山梨県規則第七号

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内

正

明

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則

山梨県事務委任規則 (昭和四十三年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正す

削る。 決定」に改め、同号二中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号力及びヨを 施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、 第四条第一号イ中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同号ロ中 同号八中「施設給付決定」を「入所給付

### 附

この規則は、 公布の日から施行する。

## 山梨県規則第八号

ように定める。 山梨県立リニア見学センター 設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次の

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 内 正 明

山梨県立リニア見学センター 設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

十三号)の一部を次のように改正する。 山梨県立リニア見学センター 設置及び管理条例施行規則 (平成十一年山梨県規則第四

第一条中「平成九年山梨県条例第三号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。 本則に次の一条を加える。

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十二条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、 は免除することができる額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める 減額し、又

額とする

- びその介護を行う者が、条例第四条第一号に規定する体験学習施設 (以下この条に おいて「体験学習施設」という。)を利用する場合 利用料金の全額 障害者基本法 (昭和四十五年法律第八十四号) 第二条第一号に規定する障害者及
- の児童又は生徒が、土曜日に体験学習施設を利用する場合 小学校、中学校、 高等学校又は特別支援学校(次号において「小学校等」という。) 利用料金の全額
- 三 県内の小学校等の児童又は生徒及びこれらの引率者が、 動として体験学習施設を利用する場合(利用料金の全額 教育課程に基づく教育活

(平成二十五年山梨県条例第二十七号)の施行の日から施行する。 この規則は、 山梨県立リニア見学センター 設置及び管理条例の一部を改正する条例

## 山梨県規則第九号

定める 山梨県県税条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 内 正 明

(山梨県県税条例施行規則の一部改正) 山梨県県税条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

第一条 うに改正する。 山梨県県税条例施行規則 (昭和三十六年山梨県規則第十四号) の一部を次のよ

第二十条の五第三号中「、地方議会議員共済会」を削る。

第二十一条の六中「第七十二条の四十六第四項」を「第七十二条の四十六第五項.

活路線」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 いう。)」を削り、「、当該生活路線」を「、当該者が一般乗合用のバスを運行する生 項から第五項までを削り、同条第一項中「(第三項及び第四項において「経営者」と 第五十三条の二の二の見出し中「一般乗合用のバス」を「路線」に改め、同条第二 を告示するものとする。 知事は、条例第百十五条の二第三項の規定により路線を指定したときは、 その旨

附則第八項中「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第三項」に改める。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第二条 山梨県事務決裁規則 (昭和四十三年山梨県規則第十三号) の一部を次のように

別表第二の三の表税務課の項第二号5中「第十二条の五第二項」を「第十二条の五

第
項
第三項」に改め、
同号5を同号6とし、
同号4の次に次のように加える。
つに加え
る

### 附 則

5

第百十五条の二第三項の規定による路線の指定

五第二項」を「第十二条の五第三項」に改める部分に限る。) は、公布の日から施行す 中山梨県事務決裁規則別表第二の三の表税務課の項第二号5の改正規定 (「第十二条の 施行規則第二十条の五第三号、第二十一条の六及び附則第八項の改正規定並びに第二条 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。 ただし、第一条中山梨県県税条例

## 山梨県規則第十号

山梨県立育精福祉センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内

正

明

山梨県立育精福祉センター 管理規則の一部を改正する規則

のように改正する。 山梨県立育精福祉センター管理規則(昭和四十七年山梨県規則第十六号) の一部を次

三の項を削り、同表四の項中「のうち、障害児に係るもの」を削り、同項を同表二の項 とし、同表五の項を削る。 第三条の表一の項中「(児童寮において行うものに限る。)」を削り、 同表二の項及び

別表一の項を次のように改める。

入所定員 第三条の表一の項の定員内

### 附 則

この規則は、 平成二十五年四月一日から施行する。

## 山梨県規則第十一号

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正

明

山梨県障害者幸住条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する 山梨県障害者幸住条例施行規則(平成五年山梨県規則第七十一号)の一部を次のよう

「 及び高齢者、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ( 平成十八年法律第九十 を設ける都市公園を除く。)」を加える。 させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている特定公園施設 **園施設の設置に関する基準を定める条例で定める基準に適合させ、又は当該基準に適合** 市公園」の下に「( 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十三条第 るよう努めなければならないとされている道路」を加え、同表十九の項中「規定する都 十八号)で定める基準に適合させ、又は当該基準に適合させるために必要な措置を講ず 構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第七 まで」を「第十二項から第十五項まで」に改め、同表十八の項中「供する道路」の下に の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第十三項から第十五項 第二十七項」を「同条第二十六項」に改め、同項八中「障害者自立支援法」を「障害者 総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に、「同条 一号)第十条第一項又は第四項の規定により山梨県移動等円滑化のために必要な道路の 項又は第五項の規定により山梨県移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公 別表第一の二の項イグ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を

めの法律」に改める部分を除く。) は、平成二十六年四月一日から施行する。 規定 (「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。 ただし、別表第一の二の項の改正

## 山梨県規則第十二号

に定める 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のよう

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

の一部を次のように改正する。 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則(平成二十一年山梨県規則第五号) 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

第三条の表山梨県立あさひワークホームの項中

条例第二条の短期入所を行う

る

第七号様式中

凩

調調

牃 仂

 $\equiv$ 

条例第二条の施設入所支援を

事業 行う事業 一条の施設入所支援を行う事業 一条の短期入所を行う事業 に改める。 附 則 (第二号の事業に係る定員は、四人を上限とする。) 合計四〇人 を Ξ 四〇人 条例第 条例第 五人

この規則は、 平成二十五年四月一日から施行する。

# 山梨県規則第十三号

山梨県と

畜場

法施行

細則の

一部を

改正する

規則を

次のように

定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

山梨県知事

横

内

正

明

改正する。 山梨県と畜場法施行細則(昭和二十八年山梨県規則第六十七号)の一部を次のように

г Ж 加 田

г Ж

田 生年月日

第一号樣式中 代表者の氏名) (法人にあっては名称及び を (法人にあつては、 その名 に

称、主たる事務所の所在地 及び代表者の氏名)

法人にあっては、」を「法人にあつては、」に改める。

用 クۡロ

田

顕 牃

を

生年月

Ш

に改め

第十二号様式を次のように改める。

Щ

### 第12号様式(第11条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者

住 所

氏 名

印

生年月日

(法人にあつては、その名 称、主たる事務所の所在地 及び代表者の氏名)

と畜検査申請書

と畜場法施行令第7条の規定により、と畜検査を申請します。

番号	とさつ 解体年 月日	種類	性別	品種	年齢 (牛 にあつて は月齢)	出生年月 日(牛に 限る。)	特徴	産地	個 体 識 別 番 号 ( 牛 に 限る。)	病歴に 関する 情報	動物用医薬 品等の使用 の状況
							,				

- 注 1 と畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合 にあつては、当該獣畜をと畜場以外の場所でとさつした理由、日時及び場所を記載した書面を添付 すること。
  - 2 と畜場法第13条第1項第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあつては、死亡診断書又は死体検案書を添付すること。
  - 3 この用紙に記載しきれないときは、別の用紙を使用して記載すること。

### 附 則

(施行期日)

| 様式の改正規定は、公布の日から施行する。| 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第一号様式及び第七号

(経過措置)

ると畜場設置許可申請書及び同規則第七号様式による自家用とさつ届とみなす。さつ届は、それぞれこの規則による改正後の山梨県と畜場法施行細則第一号様式によると畜場設置許可申請書及び同規則第七号様式による自家用と2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県と畜場法施

## 山梨県規則第十四号

部を改正する規則を次のように定める。 山梨県森林法施行細則及び山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

の一部を改正する規則・山梨県森林法施行細則及び山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則・山梨県森林法施行細則及び山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則・

(山梨県森林法施行細則の一部改正)

に改正する。 第一条 山梨県森林法施行細則 (平成十二年山梨県規則第五十二号) の一部を次のよう

第二条中「第二条」を「第四条」に改める。

項中「第二条第二号」を「第四条第二号」に改める。第三条第一項中「第二条第一号」を「第四条第一号」に改め、同条第二項及び第三

項第一号」を「第四十八条第二項第一号」に改める。中「第十七条第二項」を「第四十八条第二項」に改め、同条第三項中「第十七条第二項」等十二条第一項中「第十七条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第二項

(山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部改正)

「第二十二条の十一第一号」を「第六十三条第一号」に改める。改め、同条第三号へ中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改め、同条第十号ロ中に改め、同号チ中「防護柵」を「防護柵」に改め、同号ラ中「灯ろう」を「灯籠」に 第十五条第一号イ中「給餌台」を「給餌台」に改め、同号ト中「こう配」を「勾配」

## 附則

Щ

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 山梨県規則第十五号

山梨県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

こうこび!!! ?。 山梨県中小企業高度化資金貸付規則 ( 平成十二年山梨県規則第五十一号 ) の一部を次

第二条第三項中「第二項」を「前二項」に改めるのように改正する。

第三条中「貸付条件」の下に「、貸付金の限度額」を加える。

第二十一条に次の一項を加える。

のとする。した場合において、必要と認めるときは、借主に対し、連帯保証人の変更を求めるも、か事は、前項に規定する書類の提出があった場合又は第二十九条に規定する調査を

め、同条に次の一項を加える。を「知事は、前項」に改め、「知事が」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改を「知事は、前項」に改め、「知事が」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第五項中「前項」

きは、借主に対し、増担保を請求するものとする。6 知事は、前項に規定する場合のほか、担保物件の価格が著しく減少したと認めると

第二十九条に次の一項を加える。

の全部又は一部を第三者に委託することができる。2 知事は、前項に規定する調査、書類の提出の求め並びに助言及び指示に関する事務

第三十四条を第三十五条とする。

(貸付条件の変更)十二条第四号」に改め、同条を第三十四条とし、第三十二条の次に次の一条を加える。十二条第四号」に改め、同条第三十二条第一号」に改め、同条第三項中「前条第四号」を「第三第三十三条第一項中「前条第三号」を「第三十二条第三号」に改め、同条第二項中第三十三条第一項中「前条第三号」を「第三十二条第三号」に改め、同条第二項中

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

# 山梨県規則第十六号

規則を次のように定める 山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事

内

明

山梨県立職業能力開発校管理規則及び山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正 正

(山梨県立職業能力開発校管理規則の一部改正)

第一条 山梨県立職業能力開発校管理規則 (昭和四十七年山梨県規則第十五号)の一部 を次のように改正する。

「第二号様式」を「第一号様式」に改め、「、健康診断書、履歴書その他」を削り、同 「普通職業訓練」を「職業訓練」に、「以下」を「次条第三項及び第五項において」に、 項後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第五条」を「第五条第二項」 う。)」を「校長」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加 講申請者」に、「第一号様式」を「第二号様式」に、「専門校の長(以下「校長」とい 通職業訓練」を「職業訓練」に、「以下「受講申請者」を「次条第五項において「受 る知識を習得させるためのものをいう。次項及び別表第一において同じ。)」に、「普 する求職者を対象とするものであつて、職業に必要な相当程度の技能及びこれに関す う。)」を「職業転換課程 (職業の転換を必要とする求職者又は新たな職業に就こうと の四第一項の求職者に対して行う同条第二項の訓練課程 (以下「職業転換課程」とい に、「 職業能力開発促進法施行規則 ( 昭和四十四年労働省令第二十四号 ) 第二十九条 第三条第二項中「第五条」 を「第五条第二項」に改め、「普通課程又は」を削り、

う。) が必要と認める書類を添付して校長に提出しなければならない。 志願者」という。) は、入校願書 (第一号様式) に専門校の長 (以下「校長」とい 条例第五条第一項の入校の許可を受けようとする者(次条第五項において「入校

め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。 に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「前条第一項」を「前条第二項」に改 せて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」 し、同条第三項中「前項」を「第一項の入校検定及び前項」に、「 あわせて」を「併 第四条第四項中「その旨を」の下に「入校志願者、」を加え、同項を同条第五項と

を許可するものとする 校長は、前条第一項の規定により入校願書の提出があつたときは、入校検定を行 - 当該入校検定に合格した者のうち所定の入校手続を完了したものに対して入校

> に改める。 第七条第一項中「の規定により」を「に規定する」に、「以下」を「次項において」 第五条第 一項中「前条第二項」を「前条第一項又は第三項」に改める。

第十一条を削る。

第十三条を第十二条とする。 第十二条中「第七条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十一条とし、

第八条」を「第十二条」に改め、同条を第十三条とする。 第十四条第一項中「第七条第二項」を「第十一条第二項」 に改め、 同条第二項中

五条とし、第十七条を第十六条とする。 第十六条中「条例別表」を「条例別表第一及び条例別表第二」に改め、同条を第十 第十五条中「第十一条」を「第十六条」に改め、同条を第十四条とする。

別表第一山梨県立峡南高等技術専門校の項中 内装リフォーム科 |五月||〇名」 六月 三〇名

を「服飾科 「農業科 |六月|三〇名」に改め、 四〇名 同表山梨県立就業支援センター の項

中 総合ビジネス科 パソコン応用科 三月 四月 四〇名 三〇名 を「 農業科 九月一四〇名」に改める

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

### 第1号様式(第3条関係)

### 入校願書

								受付番号					
山梨	県立				長	殿			年		月		日
ふり <i>z</i> 氏名	がな		年	月	日生	男	・女	印		写真			
現住河	所												
出身	校名												
次	のとお	り入校を記	お願しる	ます。					-				
	志望記	川練科	志望	!順位 1								科	
			志望	!順位 2								科	

Щ

第	2号様式	(	笙	3	条関係	)
77 4		١.	ᅏ	J	カマ トナルカ	•

### 受講申込書

受付番号	No		
	年	月	日

山梨県立

長 殿

申込者	住所(事業所にあつては、所在地)							
	ふりがな 氏 名 (事業所にあつては、名称及び	《代表者氏名)	印					
	申込担当者氏名(事業所のみ)	従業員数(事業所のみ)	人					
	電話番号							
申记	申込者が個人の場合は、生年月日、年齢及び性別 年 月 日生( 歳) 男・女							

次のコースを受講したいので申し込みます。

コース名	コース番号	
------	-------	--

### ○事業所で申し込む場合

ふりがな 受講者名	生年月日	年齢	性別	現住所
			男・女	
			男・女	
			男・女	

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加 えることができる。

糸第1項」に改める。 第六号様式中「第12条関係」を「第11条関係」に、 「第7条第1項」や「第1

第七号様式中「第13※関係」を「第12※関係」に改める。

(山梨県収入証紙条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県収入証紙条例施行規則 (昭和三十九年山梨県規則第十四号)の一部を次 のように改正する。

加える。 別表中第三百二十一号を第三百二十一号の二とし、第三百二十号の次に次の一号を

三百二十一 高等技術専門校入校検定料

## 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県立職業能力開発校管理 業能力開発校管理規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。 規則の規定に基づいて提出されている書類は、同条の規定による改正後の山梨県立職

# 山梨県規則第十七号

平成二十五年三月二十八日

山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立産業技術短期大学校管理規則の一部を改正する規則

ように改正する。 山梨県立産業技術短期大学校管理規則 (平成十年山梨県規則第六十号)の一部を次の

第二十五条を第二十七条とし、第二十四条の次に次の二条を加える。

(職員)

第二十五条 員を置く。 短期大学校に校長、教授、 准教授、 講師、 助教、 事務職員その他必要な職

(職務)

第二十六条 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

- 教授及び准教授は、学生、聴講生又は受講生を教授する。
- 講師及び助教は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- 事務職員は、事務に従事する。

第三号様式を次のように改める。

県 公公 報号 外 第十九号 平成二十五年三月二十八日

Щ

梨

### 受講申込書

受付番号	No		
	年	月	В

### 山梨県立産業技術短期大学校長 殿

申込者	住所(事業所にあっては、所在地)						
	ふりがな 氏 名(事業所にあっては、名称及び	代表者氏名)	印				
	申込担当者氏名(事業所のみ)	従業員数(事業所のみ)	人				
	電話番号						
申记	申込者が個人の場合は、生年月日、年齢及び性別 年 月 日生( 歳) 男・女						

次のコースを受講したいので申し込みます。

コース名		コース番号	
------	--	-------	--

受講料負担の別	個人・事業所	受講人数人
---------	--------	-------

### ○事業所で申し込む場合

ふりがな 受講者名	生年月日	年齢	性別	現住所
			男・女	
			男・女	
			男・女	

備考 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加 えることができる。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、 平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県立産業技術短期大学校管理 規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県立産業 技術短期大学校管理規則の規定に基づいて提出された書類とみなす

## 山梨県規則第十八号

に定める 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のよう

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 正 明

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則(平成二十三年山梨県規則第五号) 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

第七条を第八条とする。

の一部を次のように改正する。

ಶ್ಠ 十条」を「第十三条」に、「第五号様式」を「第六号様式」に改め、同条を第七条とす 条第一号」に改め、同条第二項中「第十条」を「第十三条」に改め、 第六条第一項中「第十条」を「第十三条」に改め、同項第一号中「第二条」を「第一 同条第三項中「第

「第九条ただし書」を「第十二条ただし書」に、「第四号様式」を「第五号様式」に改め、 同条を第六条とする。 第八条第一項」に、「条例第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二項中 第五条第一項中「第九条ただし書」を「第十二条ただし書」に、「第五条第一項」を

号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第五条とする。 様式」に改め、同条第二項中「第七条第一項後段」を「第十条第一項後段」に、「第三 第四条第一項中「第七条第一項」を「第十条第一項」に、「第二号様式」を「第三号

に改め、同条を第四条とする。 第三条中「第五条第一項」を「第八条第一項」に、「第一号様式」を「第二号様式.

第二条の次に次の一条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

**第三条** 条例第六条第一項の規定による山梨県立富士北麓駐車場の指定管理者の指定の 申請は、 指定管理者指定申請書(第一号様式)に、 次に掲げる書類を添付して提出す

ることにより行わなければならない。

- 事業計画書
- 収支計画書
- $\equiv$ 実施体制を記載した書類

団体の概要を記載した書類

- 五 四
- 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 法人の登記事項証明書 (法人の場合に限る。)
- 七 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

第五号隷式中「第6条関係」 を「第7条関係」 ご、「第10条」を「第13条」 ار

者の選定のため知事が必要と認める書類

「第7条第1項第 号」や「第10条第1項第 』。 に改め、 同様式を第六号様式とす

ただ に改め、 同様式を第五号様式とする。 第四号様式中「第5条関係」を「第6条関係」 ľ 「第9条ただし書」や「第12条

※1 温焱翌」に改め、同様式を第四号様式とする。 第三中様 1日 第4条関係」や「第5条関係」は、「第7条第1項後段」や「第10条

第三号様式とする。 第1項の」 以、「第7条第1項第 第二中様式中「第4条関係」や「第5条関係」 い、「第7条第1項の」や「第10条 号」や「第10条第1項第 心」に改め、 同様式を

附則の次に次の一様式を加える。 第一号様式中「※3※関係」を「※4※関係」に改め、同様式を第二号様式とする。

Щ

### 第1号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地 団体の名称 代表者の氏名 印

### 指定管理者指定申請書

山梨県立富士北麓駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立富士北麓駐車場設置及び管 理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

### 附 則

(施行期日)

日から施行する。 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の

(経過措置)

2 二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書につい 梨県条例第二十六号)附則第二項の規定により同条例の施行の日前に山梨県立富士北 三条及び第一号様式の規定の例による。 麓駐車場の管理に関し地方自治法 (昭和二十三年法律第六十七号)第二百四十四条の ては、この規則による改正後の山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則第 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成二十五年山

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県立富士北麓駐車場設置及び 提出された申請書その他の書類とみなす。 管理条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則 による改正後の山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例施行規則の規定に基づいて

## 山梨県規則第十九号

分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則及び山梨県営土地改良事業

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 内 正 明

事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則及び山梨県営土地改良

( 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部改正)

**第一条** 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則 (昭和三十六年山梨 県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の一号を加える。

十五 農村災害対策整備事業

( 山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則 (昭和四十五年山梨県規則第十 号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第十四号を次のように改める。

経営体育成基盤整備事業(知事が定める基準に該当する地区において行うも 十八分の七

> の二号を加える。 第一条の二中第十八号を第二十一号とし、第十七号を第十八号とし、同号の次に次

十九 農村災害対策整備事業 (知事が定める基準に該当する地区において行うもの

二十 農村災害対策整備事業 (前号に掲げるものを除く。) に限る。) 四十五分の十六 五十分の二十一

第一条の二中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に

十五 経営体育成基盤整備事業 (前号に掲げるものを除く。) 二十分の九

次の一号を加える。

第二条に次の一号を加える。

十四四 農村災害対策整備事業

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 山梨県規則第二十号

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県知事

内

正

明

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

平成二十五年三月二十八日

うに改正する。 山梨県都市公園条例施行規則 (昭和三十九年山梨県規則第三十四号)の一部を次のよ

「(次号において「小学校等」という。)」を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号 又は」に改め、「(イに掲げる者が山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室を利用する 当該各号に掲げる場合の区分に応じ」を加え、同条第一号中「山梨県緑が丘スポーツ公 場合を除く。)」を削り、同号ロ中「第二条」を「第二条第一号」に改め、同号八中 園」を「、山梨県緑が丘スポーツ公園」に、「屋内プール」を「屋内プールに限る。」に、 | 利用するとき又は山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室若しくは」を「利用し、 第五条中「次に掲げる場合」を「、次の各号に掲げる場合」に改め、「額は」の下に「、

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する

とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

# 山梨県規則第二十一号

に定める。 山梨県立地域産業振興センター 設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のよう

Щ

梨県公報号外

第十九号

平成二十五年三月二十八日